



「石油関連製品等の価格転嫁に関する緊急調査」 の結果について（概要）

令和 8 年 9 月 25 日
公 正 取 引 委 員 会

緊急調査の結果概要

「令和8年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」（実施中）の一環として、主に令和8年7月に、中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に係る調査（調査対象行為の期間は同年3月頃～7月）を実施。

ウェブアンケート調査・電話調査等の回答から読み取れる概況

- 中東情勢の影響を受けた石油関連製品等の価格高騰について、**受注者の立場で64.1%が「影響があった」と回答**。（製造業及び流通業では、75%以上）
- 受注者の立場で、「発注者に価格転嫁を申し出たが、協議に応じてもらえなかった」と回答した者は、わずか（0.8%）であり、受注者が協議を申し出れば協議に応じるということは根付きつつある。**
- また、**半分以上（51.7%）の受注者が、発注者に協議を申し出たところ、一部でも価格転嫁を受け入れてもらえた**と回答した。
- 他方で、現時点において価格協議の申出をしていない受注者も4割程度（38.5%）いた。その事情として、**発注者との力関係、一定の時期にしか価格改定を行わないなどの商慣習の存在を挙げる受注者**がいた。
- エネルギー、原材料等のコスト全体の要請受諾率は、48.3%であり、**高低二極化**している。また、サプライチェーン別にみると、**二次受注者・三次受注者以降の取引段階**がその他の取引段階のものに比べて低く、**価格転嫁が十分に進んでいない傾向**。

公正取引委員会の対応

- 受注者から協議を申し入れられたが、協議せず取引価格を据え置いた等（独占禁止法Q&Aに該当する行為）と回答した発注者59名に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から注意喚起文書を送付し、問題につながるおそれのある行為を指摘することにより、自主的な改善を促した。
- 受注者が価格協議を申し出づらいつい事情の存在など本件調査で得られた結果を踏まえ、石油関連製品等も含む価格転嫁の状況について全都道府県の事業者に対し立入調査を実施中であり、この中で独占禁止法違反行為の未然防止の観点から啓発を行うとともに、価格転嫁の実態の把握を進める。

緊急調査の趣旨・調査方法

調査の趣旨

- ▶ 令和8年2月以降の中東情勢による石油関連製品等の価格高騰の影響を受けている中小受託事業者の支援として、政府は、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図る方針を示した。これを受け、公正取引委員会は、令和8年2月以降の中東情勢を受けて変化している経済状況を踏まえ、サプライチェーンにおける石油関連製品等の価格転嫁の状況を早急に把握するために、幅広い業種を対象とした緊急調査を実施した。
- ▶ 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策である「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組の一環として、令和4年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&A20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- ▶ 公正取引委員会は、令和4年以降、毎年、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等を把握するため、調査を行っている。令和8年度においても、「令和8年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」を実施しており、その一環として行ったウェブアンケート調査において、受注者及び発注者の双方に対し、中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に係る調査を実施。

調査方法

調査実施期間	令和8年6月26日～7月31日（ウェブアンケート調査・電話調査）
調査対象行為の期間	同年2月28日～7月27日
調査対象事業者・回答実績	47業種 事業者15万名（回答者数27,622名 回答率：18.4%）
調査方法	ウェブアンケート調査、電話調査（事業者275名）及び立入調査（実施中）

注意喚起

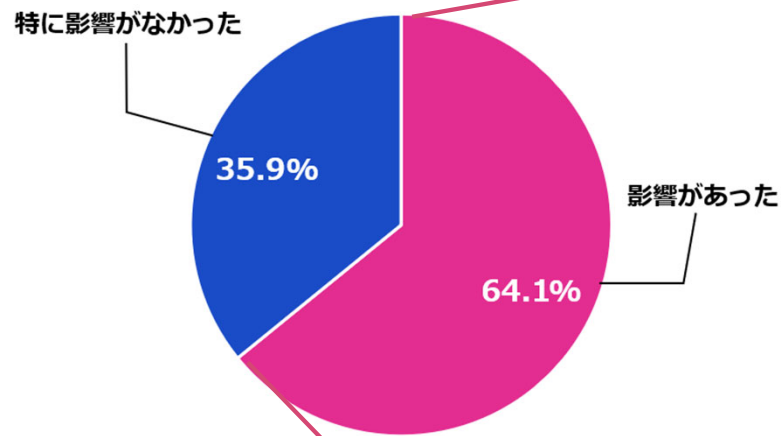
ウェブアンケート調査等の結果、**受注者から協議を申し入れられたが、協議せずに取引価格を据え置いた等**（独占禁止法Q&Aに該当する行為）を行っていた旨を回答した**発注者59名**に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から**注意喚起文書を送付し、問題につながるおそれのある行為を指摘することにより、自主的な改善を促した。**

業種（発注者）	事例の概要
総合工事業	令和8年2月以降、自社が工事を委託している工事業者十数名から、それぞれ、中東情勢を受け、建築材料の塗料、接着剤、塩化ビニール管等の価格が高騰していることを理由に、契約済みの工事及び工事中の案件も含め、工事価格を引き上げるよう変更してほしい旨の要請を受けた。しかし、契約済み及び工事中の案件については、自社の顧客との契約を変更できないため、いずれの工事業者との間でも要請内容について何ら協議することなく、工事価格を据え置いた。
はん用機械器具製造業	令和8年4月頃、潤滑油、シンナー及び塗料の仕入先数名から、それぞれ、取引価格を引き上げたい旨の要請を受けた。しかし、自社の顧客から取引価格の引上げを認められておらず、当該要請に応える原資がないため、いずれの仕入先との間でも要請内容について何ら協議することなく、取引価格を据え置いた。
医療用品卸売業	令和8年5月から6月にかけて、衛生消耗品の仕入先数名から、それぞれ、中東情勢を受け、速やかに取引価格を10%程度引き上げたい旨の要請を受けた。しかし、これら仕入先が示した引上げ開始まで日数がなく、また、これら仕入先から要請文等の提出がなかったため、いずれの仕入先との間でも要請内容について何ら協議することなく、取引価格を据え置いた。
金属製品製造業	令和8年2月から3月にかけて、梱包資材の仕入先から、中東情勢を受け、取引価格を20%引き上げたい旨の要請を受けた。しかし、当該仕入先の原材料の調達価格はいずれ落ち着くであろうと考え、当該仕入先との間で要請内容について何ら協議することなく、取引価格を据え置いた。
映像・音声・文字情報制作業	令和8年5月頃、CDケース等の仕入先から、中東情勢の影響により原材料費の価格が高騰していることを理由に、速やかに取引価格を引き上げたい旨を要請された。しかし、自社の顧客である放送事業者から取引価格の引上げを認めてもらえていないため当該要請を受け入れられないことから、当該仕入先に対し、電話での協議の際に、取引価格について、当面据え置き、数か月後以降に引き上げるつもりであることを伝えるのみで、据え置く理由を書面、電子メール等で回答することなく、取引価格を据え置いた。

ウェブアンケート調査（石油関連製品等の価格高騰に係る具体的な影響）

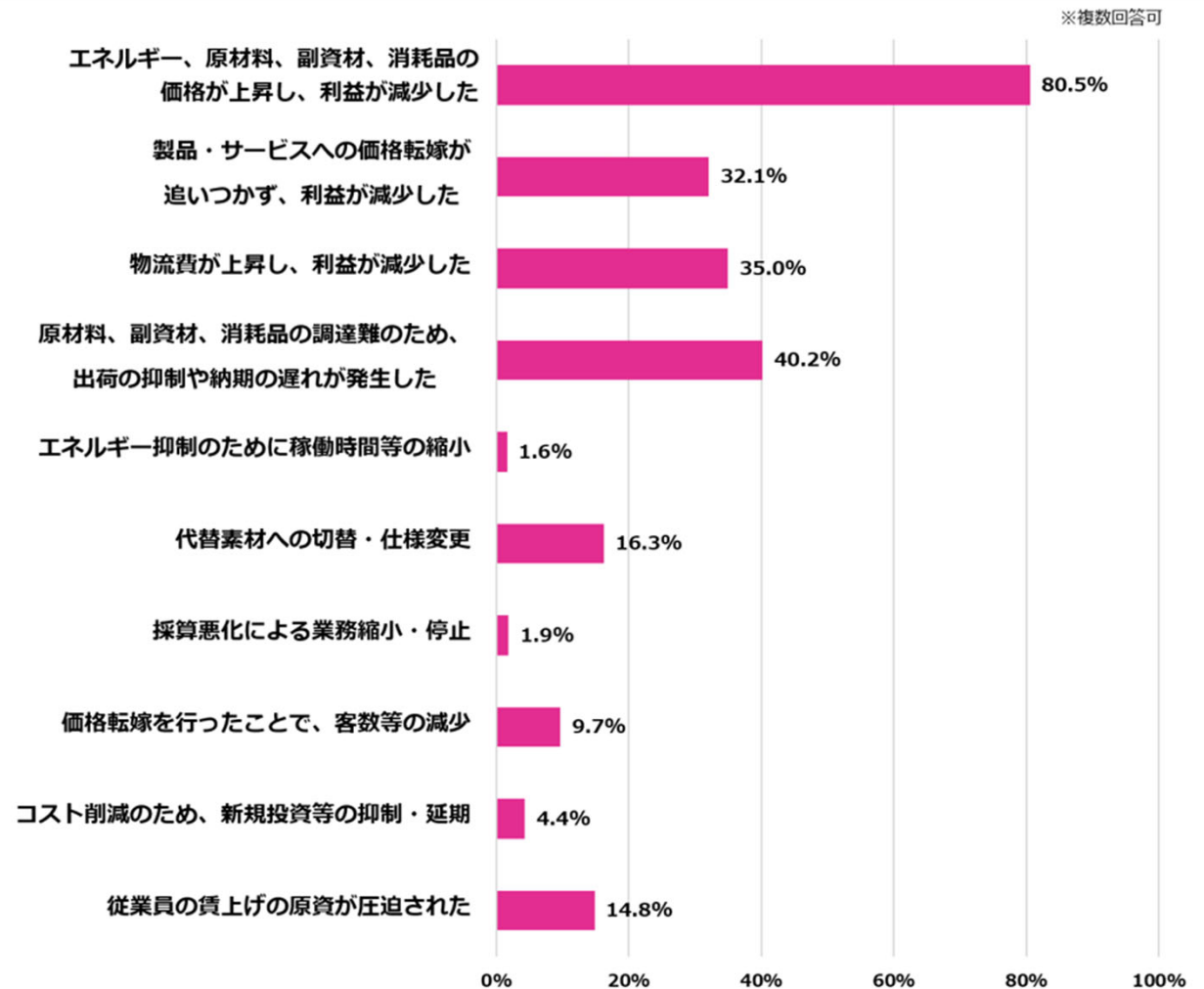
受注者の立場で石油関連製品等の価格高騰に関する影響があったと回答した割合は、約64%であった。

【図表1：受注者の立場からの影響の有無（47業種全体）】



石油関連製品等の価格高騰に係る具体的な影響として、「エネルギー、原材料、副資材、消耗品の価格が上昇し、利益が減少した」が約80%と最も多く、次いで多かった回答は、「原材料、副資材、消耗品の調達難のため、出荷の抑制や納期の遅れが発生した」で、約40%であった。

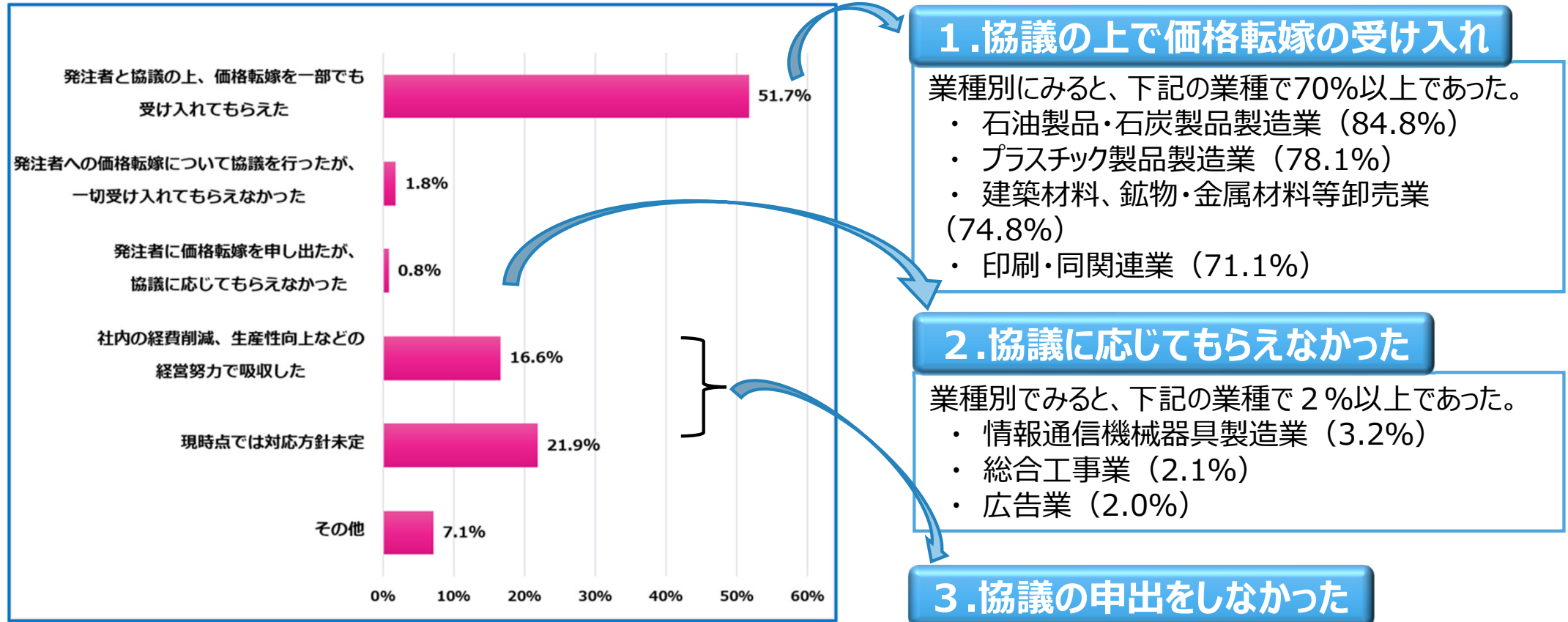
【図表2：石油関連製品等の価格高騰に関する具体的な影響（47業種全体）】



ウェブアンケート調査（石油関連製品等の価格高騰を受けた受注者の対応）

- ・ 受注者の立場で、「発注者に価格転嫁を申し出たが、協議に応じてもらえなかった」と回答した者は**0.8%**と少なかった。
- ・ 影響を受けた受注者の対応として、**51.7%**が「**発注者と協議の上、価格転嫁を一部でも受け入れてもらえた**」と回答。
- ・ 一方で、現時点において価格協議の申出をしていない旨を回答した受注者は**38.5%**。事情として、**発注者との力関係、一定の時期にしか価格改定を行わないなどの商慣習の存在**を挙げる受注者がいた。

【図表 3：石油関連製品等の価格高騰を受けた受注者の対応（47業種全体）】



事情として、発注者との力関係、一定の時期にしか価格改定を行わないなどの商慣習の存在を挙げる受注者がいた。業種別でみると、下記の業種で60%以上であった。

- ・ 放送業（82.8%） ・ 不動産取引業（66.4%）
- ・ 通信業（66.7%） ・ 各種商品小売業（62.9%）

発注者・受注者による取引適正化に向けた積極的な取組

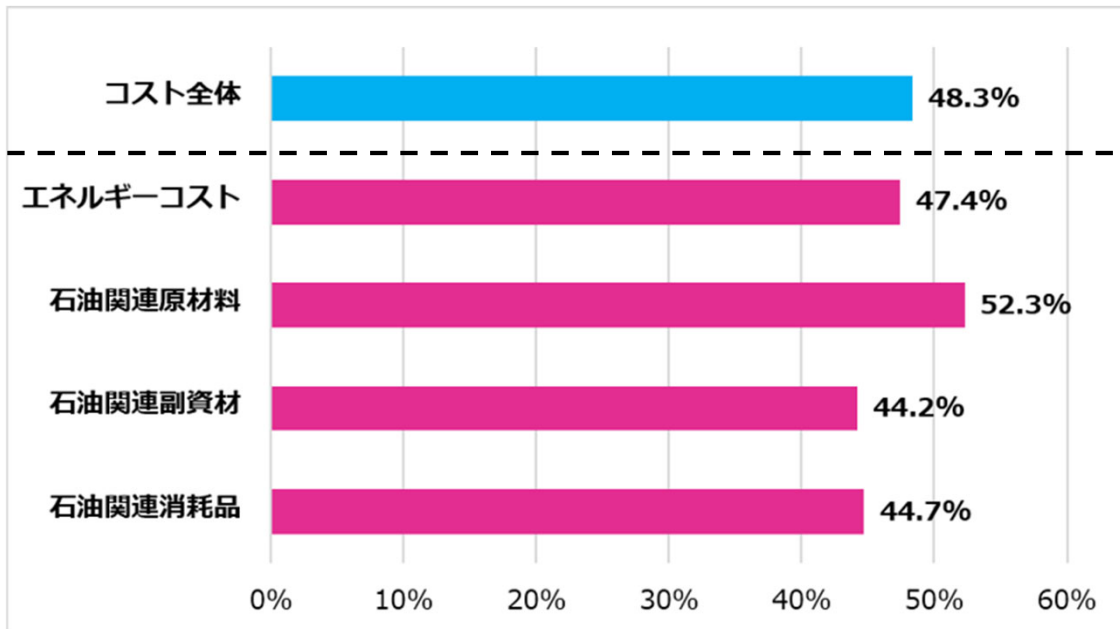
業種	事例の概要
金属製品製造業 【発注者】	金属製品製造業者は、令和8年3月頃、仕入先数百名に対し、中東情勢による影響を把握するため、取引で利用している調達に関するシステムを通じて、価格転嫁を含めたアンケート調査を実施した。また、当該システムを導入していない仕入先に対してはFAX等で当該調査を実施した。当該調査の後、ほぼ全ての仕入先から価格引上げの要請があり、協議した上で全て受け入れた。
ビルメンテナンス業 【発注者】	ビルメンテナンス業者は、令和8年6月末、洗剤等の仕入先から、値上げの申出を受けた。そして、見積書の提出の前に、あらかじめ値上げを受け入れる旨を伝え、協議を円滑に行うように工夫した。
映像・音声・文字 情報制作業 【発注者】	出版業者は、取適法において協議をしない一方的な代金決定が禁止されていることを意識し、受注者に対し、取引価格について必ず協議するよう意識している。
建築材料、鉱物・ 金属材料等 卸売業 【受注者】	鉄鋼材料卸売業は、顧客との取引価格の交渉に際し、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を参考にし、労務費だけではなく今般の中東情勢を受けたコスト増を反映させた取引価格の引上げを実現できている。
輸送用機械器具 製造業 【発注者】 生産用機械器具 製造業 【発注者・受注者】	発注者である輸送用機械器具製造業者は、令和7年12月、受注者である生産用機械器具製造業者に対し、取適法の施行を見据えて、支払方法について、それまでの電子記録債権を用いていたものから現金のみに変更した。これにより、当該発注者の受注者である生産用機械器具製造業者も、キャッシュフローを改善し、同社の取引先に対し、支払方法について、現金のみに変更できた。

要請受諾率①

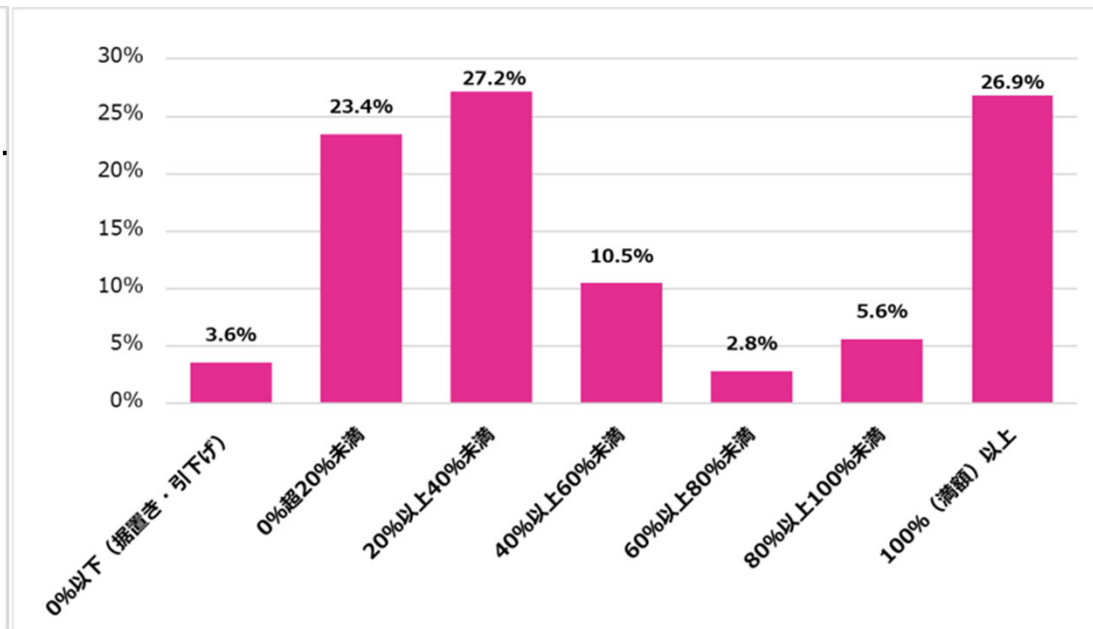
受注者が発注者に対し石油関連製品等の価格上昇に伴う価格転嫁を要請した場合、その要請額に対し発注者が要請を受け入れた金額の割合（要請受諾率）は、**エネルギー・原材料等のコスト全体**では**48.3%**。

受注者が回答した要請受諾率の分布では、「**100%（満額）以上**」が**26.9%**に上る一方、「**0%超20%未満**」や「**20%以上40%未満**」も一定数あり、要請受諾率は高低二極化。

【図表4：エネルギー・原材料等のコスト別の要請受諾率（47業種全体）】



【図表5：エネルギー・原材料等のコスト全体における要請受諾率の分布】



（注）本件調査では、石油に関連する製品を幅広く対象としており、例えば、次の商品が含まれる。

- ・ エネルギー：ガソリン、軽油、重油等の石油燃料
- ・ 石油製品原材料：製品の原材料としての樹脂（ポリエチレン等）、溶剤、ゴム、塗料等
- ・ 石油関連副資材：原材料以外で、製品の出荷に使用される副資材としての石油由来のフィルム、包装資材等
- ・ 石油関連消耗品：製品の製造工程やサービスの提供過程で消費される消耗品としての潤滑油、切削油等

要請受諾率②

サプライチェーンの段階別の要請受諾率は、特に二次受注者・三次受注者以降の取引段階がその他の取引段階のものに比べて低く、価格転嫁が十分に進んでいない傾向。

業種全体の要請受諾率

サプライチェーンの段階<全体>	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
需要者 ⇒ 製造業者等	49.6%	52.2%	45.5%	43.2%	48.9%
製造業者等 ⇒ 一次受注者	46.8%	54.9%	43.0%	45.2%	49.1%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	48.8%	52.9%	44.7%	47.2%	49.4%
二次受注者 ⇒ 三次受注者以降	37.8%	51.5%	44.6%	39.4%	45.4%

製造業・流通業・サービス業別の要請受諾率

<製造業>	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
需要者 ⇒ 製造業者	50.4%	54.4%	46.2%	43.6%	50.4%
製造業者 ⇒ 一次受注者	45.7%	53.5%	45.0%	48.1%	49.5%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	51.0%	55.2%	47.0%	48.6%	51.8%
二次受注者 ⇒ 三次受注者以降	33.6%	49.5%	45.3%	39.7%	44.2%

<流通業>	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
小売業者 ⇒ 一次卸	45.1%	60.6%	41.4%	39.6%	49.5%
一次卸 ⇒ 二次卸	41.3%	44.7%	45.4%	49.7%	44.6%
二次卸 ⇒ 三次卸以降	49.4%	69.2%	40.7%	45.0%	55.7%

<サービス業>	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
需要者 ⇒ サービス提供者	54.8%	42.6%	52.3%	47.9%	48.2%
サービス提供者 ⇒ 一次受注者	52.0%	53.6%	33.9%	41.2%	46.7%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	55.2%	40.8%	16.2%	34.1%	40.4%
二次受注者 ⇒ 三次受注者以降	60.0%	32.7%	40.0%	15.0%	39.1%

取適法に基づく調査、公正取引委員会の今後の対応

取適法に基づく調査

- ・ 本件調査に併せて、取適法上の委託事業者に対して緊急の調査を実施した。ほとんどの委託事業者は、中東情勢の影響により石油関連製品等を中心に原材料価格が高騰している昨今の状況を踏まえ、中小受託事業者から製造委託等代金の額の見直しに関する協議の求めを受け、中小受託事業者との間で価格転嫁に関する協議を実施した上で合意をしているなど、取適法上問題となる行為はほとんど認められなかった。
- ・ 取適法の周知啓発により、事業者の間に取適法が浸透し、今般のような状況でも適切な価格交渉が一定程度行われるようになっていることがうかがえる。
- ・ 中小受託事業者から製造委託等代金の額の見直しに関する協議の求めがなかったことを理由に価格を据え置いている事例 2 件について、取適法違反のおそれがあるとして、指導を行った。

公正取引委員会の今後の対応

1. 優越的地位の濫用行為に対する厳正な法執行

本件調査の結果、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報の収集を行い、独占禁止法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う措置を採るなど、厳正な法執行を行う。

2. 取適法違反行為に対する厳正な法執行

取適法違反行為を発見するための情報収集として、令和 8 年度においても書面調査を実施し、取適法に違反する行為については、取適法に基づき、迅速かつ厳正に対応していく。

3. 相談・情報提供窓口

既存の相談窓口（優越的地位の濫用、取適法）及び情報提供窓口（取適法、買ったたき等）の活用を進める。

4. 価格転嫁円滑化等に関する調査の実施

受注者が価格協議を申し出づらいつい事情の存在など本件調査で得られた結果を踏まえ、現在実施中の「令和 8 年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」において、石油関連製品等も含む価格転嫁の状況について、全都道府県の事業者に対し立入調査を実施するなどして、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から啓発を行うとともに、価格転嫁の実態の把握を進め、今年中にその結果を公表する。